

## 利用するためのポイント

---

### Point 1 控除対象製品にはマークがつく レシートは保管しておく

- ・対象製品には  
2017年から共通マークが付けられます。



- ・証明書類（レシート等）には
  - ①商品名
  - ②金額
  - ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
  - ④販売店名
  - ⑤購入日が明記されていることが必要です。

# 利用するためのポイント

## レシート等の種類

(レシート領収書は例です)

④ **ドラッグストア〇〇**  
 ■■■区▲▲〇-〇-〇  
 TEL〇〇〇〇〇〇〇〇〇

いつもお買い上げいただき  
 ありがとうございます。

⑤ 2017年〇月〇日(●)14時00分

**領収書**

①	リボヒタンD	②	¥158
	★バブロンSゴールドW 24包		¥2,484
<b>合計</b>		<b>¥2,642</b>	
	(内、消費税等		¥196)
	現金		¥3,000
	おつり		¥358

③ ※★印はセルフメディケーション税制対象商品

明細出力されないレジの場合

**領収書** ⑤ 2017年〇月〇日(●)

〇〇 様

② **¥2,300-(外税¥184)**

③ 但し セルフメディケーション税制対象商品である ① バブロンSゴールドW24包  
 1個の代金

④ **ドラッグストア〇〇** ■■■区▲▲〇-〇-〇  
 TEL〇〇〇〇〇〇〇〇〇

手書き領収書の場合

**領収書** ⑤ 2017年〇月〇日(●)

〇〇 様

② **¥2,484-**

③ 但し セルフメディケーション税制対象商品である  
 ① バブロンSゴールドW24包1個の代金  
 上記正に領収しました

④ **ドラッグストア〇〇**  
 ■■■区▲▲〇-〇-〇  
 TEL〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## 利用するためのポイント

---

### Point2 定期健康診断や予防接種等を受ける事

控除を受けるには

- ・特定健康診査
- ・予防接種
- ・定期健康診断
- ・健康診査
- ・がん検診

の**いずれか一つ**を受けることが条件

### Point3 セルフメディケーション税制か現行の 医療費控除どちらか一方に絞る

購入した対象製品の合計が12,000円を超え、  
医者にかかった金額と合わせて100,000円を超える場合は  
**どちらか一方**の控除しか受けられない。